平成２２年（フ）第１５８６号
大阪府松原市河合３丁目393番地の６
債務者　相馬千寿子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５９１号
大阪府松原市北新町４丁目８番32号、前住所和歌山市善明寺255番地の９
債務者　田中安津美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６２２号
堺市南区城山台２丁１番22―302号
債務者　桂　　強司
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６４２号
大阪府富田林市桜ケ丘町15番１―213号
債務者　中村三知代
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６６６号
堺市東区丈六216番地10
債務者　多田　有美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６７４号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番22―110号
債務者　中野　勝三
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６７５号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番22―110号
債務者　中野ハルミ
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６８２号
堺市南区鴨谷台３丁３番６―525号
債務者　岩田　澄子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６８８号
堺市南区桃山台２丁８番７―107号、前住所堺市北区北花田町２丁189番地　パークテラス北花田401号
債務者　山川　勝俊
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
岡山県井原市東江原町4804番地２
債務者　藤井　通弘
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
福岡県大川市大字本木室730番地５
債務者　島添かおり
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第６３９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子856番地39
債務者　伏春　善之
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６６８号
岩手県八幡平市松尾第19地割10番地
債務者　佐々木江理香
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７１３号
神奈川県秦野市緑町17番31号　クレアール201号
債務者　柴田　恭幸
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４８７号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原25番地
債務者　山田　　恵
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８７５号
大阪府貝塚市堀２丁目20番１―104号
債務者　平井　　学
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８９０号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目20番21号サンパレス21忠岡Ｂ―403
債務者　杉山　安央
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８９３号
大阪府泉南市新家725番地の254
債務者　山田　有子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係